

第 6 5 号議案

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

芦屋市特別職報酬等審議会の委員の構成を明確にするため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成 1 8 年芦屋市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
(設置) 第 2 条 市に次のとおり附属機関を置く。						(設置) 第 2 条 市に次のとおり附属機関を置く。					
附属 機関 の属 する 執行 機関	附属機関の 名称	担任意務	委員定数	委員の構成	任期	附属 機関 の属 する 執行 機関	附属機関の 名称	担任意務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市長等 倫理審査会 ～芦屋市指 定管理者選 定・評価委 員会	(略)				市長	芦屋市長等 倫理審査会 ～芦屋市指 定管理者選 定・評価委 員会	(略)			
	芦屋市特別	(略)	(略)	(1) 学識	(略)		芦屋市特別	(略)	(略)		(略)

改正後					改正前				
	職報酬等審議会			<u>経験者</u> (2) (略) (3) (略)		職報酬等審議会			<u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略)
	公務災害補償等認定委員会～芦屋市消防賞じゅつ審査委員会	(略)				公務災害補償等認定委員会～芦屋市消防賞じゅつ審査委員会	(略)		
教育委員会	(略)				教育委員会	(略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市特別職報酬等審議会の委員の構成を明確にするため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

芦屋市特別職報酬等審議会の委員の構成に学識経験者を加える。(第2条関係)

	改正案	現行
委員の構成	<u>(1)</u> 学識経験者 <u>(2)</u> 市内の公共的団体等の代表者 <u>(3)</u> 市民	<u>(1)</u> 市内の公共的団体等の代表者 <u>(2)</u> 市民

3 施行期日

公布の日